

第17期 第30回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和5年1月27日(金) 午後1時30分～午後1時50分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洩 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

7番 比嘉 強 委員 ・ 8番 瀬長 輝男 委員

7 付議すべき案件

報告第 178 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 179 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 180 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 181 号 現況証明願について

報告第 182 号 農地法許可申請の取下げ願いについて

報告第 183 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 184 号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
議案第 88 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 89 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
協議第 28 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

8. 会議の内容

議長

これから第 17 期豊見城市農業委員会第 30 回の総会を開催いたします。

(午後 1 時 30 分) 開会

議長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日 1 日限りといたします。

本日の出席委員は 8 名中全員出席ということで、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に第 7 番委員の比嘉強委員と第 8 番委員の瀬長輝男委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査をお願いいたします。

これより報告案件に入ります。初めに、報告第 178 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 2 ページをお開きください。

報告第 178 号「農地転用後利用状況の報告について」、2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 178 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

次に、報告第 179 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 179 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

報告第 179 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 　　では進行します。
次に、報告第 180 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　　それでは、議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 180 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、2 件ございました。
内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。
以上です。

議長 　　報告第 180 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから
質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。
次に、報告第 181 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　　それでは、議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 181 号「現況証明願について」、4 件ございました。内容を確認の上、証
明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 　　ただいまの報告第 181 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。
次に、報告第 182 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　　それでは、議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 182 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」、2 件ございました。内
容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以
上です。

議長 　　報告第 182 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから
質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。
報告第 183 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　　それでは、議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 183 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、3 件
ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告い
たします。以上です。

議長 報告第 183 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。
次に、報告第 184 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 14 ページをお開きください。
報告第 184 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、6 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 184 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。
次に、議案審議に入ります。議案第 88 号について審議します。「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第 88 号について説明いたします。議案書の 16 ページをお開きください。
議案第 88 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、1 件の申請がございました。
整理番号 1 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長 393 番については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われまます。
なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。
調査結果について、大城委員から報告をお願いします。

大城推進委員 それでは、令和 5 年 1 月 17 日に行いました現地調査の結果について報告します。
整理番号 1 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。議案第 88 号については 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に、議案第 89 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 20 ページをお開きください。

議案第 89 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、3 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、25 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市宇饒波 279 番 7。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。次に整理番号 2 番につきまして、30 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市宇饒波 279 番 5。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、36 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市宇翁長 848 番 11。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番及び 2 番の申請地は、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつおおむね 500m 以内に 2 以上の公共施設、ここでいう長嶺幼稚園と長嶺小学校です。が設置された農地です。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 3 番の申請地は、相当数の街区を形成している土地にある農地と

なっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 89 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。では議案第 89 号については 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

では整理番号 2 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

整理番号 3 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許

可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、協議第 28 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 お手元の議案書の 37 ページをご覧ください。

協議第 28 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」、みだしの件について令和 5 年 1 月 17 日付、豊経建農第 779 号で、豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がございますので、委員会の意見を求める内容でございます。

ページをめくって、38 ページをお願いいたします。こちらが市長より会長宛ての農用地利用集積計画の作成に係る意見決定についての照会文書となっております。

次の 39 ページ、こちらが農用地利用集積計画の案となっております。詳細については、担当課であります農林水産課のほうから職員が出席しておりますので、そちらから説明をお願いしたいと思います。お願いします。

農林水産課 こんにちは。農林水産課農政班、大城です。よろしく申し上げます。今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので、説明したいと思います。資料の 39 ページをお願いします。貸し手及び借り手はご覧のとおりでございます。利用権を設定する農地の地番は渡橋名 102 番 1、1,949 ㎡、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 6 年となっております。説明は以上となります。

議長 協議第 28 号についての説明が終わりました。

それでは委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

協議第 28 号については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第 28 号については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。
これで本日の農業委員総会を終わります。大変お疲れさまです。

令和 5 年 1 月 27 日 (金)

午後 1 時 50 分終了

議事録署名委員

瀬長 澄子

議長

7 番委員

比嘉 強

8 番委員

瀬長 輝男